

草津市立認定こども園 園章（図案）募集要項（案）

草津市立（仮称）〇〇こども園、（仮称）〇〇こども園、（仮称）〇〇こども園の 園章の図案を募集します！

■応募資格

どなたでも応募できます。（グループ、団体での応募も可能です。）

■募集内容

草津市立（仮称）〇〇こども園（現 玉川幼稚園）、（仮称）〇〇こども園（現 常盤幼稚園）、（仮称）〇〇こども園（現 老上幼稚園）の園章の一部の図案

■募集期間【必着】

令和元年7月1日（月）～8月30日（金）

■応募方法

- ・専用の応募用紙に必要事項を記入のうえ、作品を添えて、直接持参、FAX、郵送、Eメールのいずれかの方法で、草津市役所子ども・若者政策課までご応募ください。
- ・ひとり何点でも応募可能ですが、応募用紙1枚につき、1作品としてください。
- ・応募に関する費用は、応募者の負担となります。

■選考について

・草津市立認定こども園園名等選定委員会で最優秀賞1点、優秀賞2点を12月上旬頃を目途に選定し、入選者へ直接通知するとともに、作品および氏名を広報、市ホームページ等に掲載します。
最優秀賞 賞金20,000円

なお、応募者が高校生以下の場合は、相当額の図書カードとさせていただきます。

■応募にあたっての注意事項

- ・自作、未発表の作品に限ります。
- ・応募作品は返却しません。
- ・受賞作品についての著作権、修正権等、一切の権利は「草津市」に帰属し、使用に係る対価は無償とします。
- ・公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外となります。
- ・受賞作品発表後、既に発表している作品と同一、もしくは類似の作品であること、他の著作権等を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取消すことがあります。なお、作品の著作権等について、第三者から異議申立、苦情などがあつた場合には、費用負担も含め、応募者が対応するものとします。
- ・応募者の個人情報、本募集および選定に関する目的にのみ使用します。
- ・当募集要項に定めのないものについては、その都度草津市で決定します。
- ・応募用紙は、下記の市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

【園章の一部の図案について】

現在の幼稚園の園章（裏面参照）中央の文字に代わる、こども園にふさわしい図案

- ◆図案に込めた思いや趣旨を応募用紙に必ず書いてください。
- ◆画材は自由です。A4白色用紙に適度な余白を残してデザインしてください。
- ◆色彩は白、黒の2色とし、にじみ、ぼかし、グラデーションなどの中間色は使用しないでください。
- ◆パソコン等で作成したものも可とします。また、データで提出いただいても構いません。
- ◆メールでの応募の場合、ファイル形式は、JPEG、PNGのいずれかをお願いします。
- ◆園章として活用が可能なものとするため、修正や加工を行う場合があります。

【応募先・問い合わせ先】 草津市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策係

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL:077-562-7882 FAX:077-561-6780

受付時間：月～金 8時30分～17時15分 Eメール：kowaka@city.kusatsu.lg.jp

●園名の選定理由(草津市立認定こども園の園名案答申書より)

(仮称)〇〇こども園

(理由)～

これらの(理由)を総合的に
勘案し、「草津市立〇〇こども
園」を園名案として選定する。

(仮称)〇〇こども園

(理由)～

これらの(理由)を総合的に
勘案し、「草津市立〇〇こども
園」を園名案として選定する。

(仮称)〇〇こども園

(理由)～

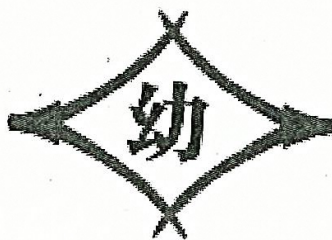
これらの(理由)を総合的に
勘案し、「草津市立〇〇こども
園」を園名案として選定する。

●園章の一部の図案募集のイメージ

現 玉川幼稚園の園章

現 常盤幼稚園の園章

現 老上幼稚園の園章



※?の位置に好きな文字
・ロゴなどを挿入する
イメージ



※?の位置に好きな文字
・ロゴなどを挿入する
イメージ



※?の位置に好きな文字
・ロゴなどを挿入するイ
メージ

<作品イメージ例>

